

平成29年度財政的援助団体等監査結果報告書の概要

1 監査の実施方法等

平成29年度財政的援助団体等監査は、北海道が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、資本金等の4分の1以上を出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体等のうち、道の財政的援助等に係る額や比率が高い団体、経常経費を援助するなど道の関与が高い団体を中心に120団体を対象として、実地監査又は書面監査により、道の財政的援助等に係る出納その他の事務が適正に執行されているかなどについて、平成30年6月から平成31年1月までの間に実施しました。

2 監査の結果

是正又は改善を求めた団体は10団体であり、その内容は、指導事項11件となっています。

[指導事項の主な内容等]

| 区 分  | 主 な 内 容   |
|------|---|
| 指導事項 | <p>[財産の使用許可に係る使用料等について] (報告書P3)<br/>内容：団体の規程では、建物の使用料等について、4半期ごとに分割納入させる場合は、それぞれ4半期の最初の月内に納入させることとされているが、その月の経過後に請求書を送付し、納入させているものがあった。また、試験機器等設備を使用させる場合は、使用時間に応じた使用料を徴収することとされているが、実際の使用時間と異なる時間数により算定したことから、使用料を過大に徴収しているものがあった。</p> <p>[手当の支給について] (報告書P3)<br/>内容：団体の規程では、職員等に支給する手当を定めているが、定めのない手当を支給しているものや、管理者手当を支給することとされているが、その額を誤って支給しているものがあった。</p> <p>[契約等について] (報告書P3)<br/>内容：団体の規程では、物品を購入しようとするときは、購入決議書により承認を受けることとされているが、当該決議書を作成せずに購入しているものや、物品購入契約において、1件の予定価格が500万円以上の随意契約を行う場合は、入札参加者指名選考委員会の審議に付すこととされているが、これを行っていないものがあった。また、1件の契約金額が500万円以上の契約を行う場合は、契約書を作成しなければならないが、これを行っていないものがあった。</p> <p>[予算議決等について] (報告書P4)<br/>内容：団体の規程では、予算に関することは総会の議決を得た上で、すべての収入及び支出は、予算に基づいて処理することとされているが、鳥獣被害防止総合対策事業補助金の変更申請に係る補正予算については、総会の議決を得ないまま、支出しているものがあった。</p> <p>[契約書等の管理について] (報告書P4)<br/>内容：団体の規程では、契約書等の文書は、保存年限まで保存することとされているが、保存年限が満了していないにもかかわらず廃棄しているものがあった。また、保存年限が満了した文書であって、なお、保存の必要があると認められるものは、保存年限を更新することとされているが、滞納が発生し、償還が未了である契約書等について、更新を行わずに廃棄しているものがあった。</p> |